

地球温暖化対策報告書制度に係る 地球温暖化対策優良事業者の評価基準

2020（令和2）年4月

東京都環境局

目次

1	目的等	1
(1)	目的.....	1
(2)	定義.....	1
(3)	基本的考え方.....	1
2	地球温暖化の対策に係る取組の実績の評価	2
(1)	評価の考え方.....	2
(2)	評価対象.....	2
(3)	評価項目.....	3
(4)	算定方法.....	3
(5)	補正方法.....	8
(6)	評価結果.....	16
3	再生可能エネルギーの利用に係る措置の評価	17
(1)	評価の考え方.....	17
(2)	評価対象.....	17
(3)	評価項目.....	17
(4)	算定方法.....	17
(5)	補正方法.....	21
(6)	評価結果.....	22

1 目的等

(1) 目的

この基準は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下、「条例」という。）第 5 条の 4 に規定する「東京都地球温暖化対策指針」（平成 21 年東京都告示第 989 号。以下、「指針」という。）第 2 編第 5 5 の規定に基づき、地球温暖化対策事業者等の地球温暖化の対策に係る取組の評価の基準を定めることを目的とする。

(2) 定義

この基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- ア 地球温暖化対策事業者 条例第 8 条の 23 第 1 項に基づき地球温暖化対策報告書(以下、「報告書」という。)を提出すべき義務がある事業者をいう。
- イ 任意提出事業者 条例第 8 条の 23 第 2 項に基づき任意で報告書を提出する事業者（地球温暖化対策事業者を除く。）をいう。
- ウ 地球温暖化対策事業者等 地球温暖化対策事業者及び条例第 8 条の 23 第 2 項の規定により報告書を提出した者をいう。
- エ 義務提出事業所等 地球温暖化対策事業者が都内に設置している事業所等（前年度の原油換算エネルギー使用量が 30 k L 以上 1,500 k L 未満の事業所等に限り、指定地球温暖化対策事業所及び特定テナント等事業所を除く。）をいう。
- オ 評価対象事業所等 評価のための算定の対象とする事業所等をいう。
- カ 提出年度 事業所等の報告書を提出した年度をいう。
- キ 実績年度 提出年度の前年度をいう。
- ク 直近 5 か年度 実績年度から起算した直近 5 か年度をいう。
- ケ 再生可能エネルギー電気 再生可能エネルギーを利用した発電による電気をいう。

(3) 基本的考え方

- ア 燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の量（以下、「二酸化炭素排出量」という。）の削減実績等に着目し、地球温暖化の対策について優れた取組を行っている地球温暖化対策事業者等々を評価する。
- イ アの評価において一定の水準に達した事業者に対して、再生可能エネルギーの利用に係る措置の状況の評価する。
- ウ 評価基準について、地球温暖化対策事業者等の地球温暖化の対策に係る取組の進展に合わせて、随時見直しを行うものとする。

2 地球温暖化の対策に係る取組の実績の評価

(1) 評価の考え方

(4) に示す算定方法に従い、評価対象事業所等における直近5か年度の二酸化炭素排出量の削減の状況により評価する。

(2) 評価対象

ア 評価の対象とする事業者

- ・評価の対象とする事業者は次の(ア)及び(イ)の要件を満たすものとする。
 - (ア) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ①地球温暖化対策事業者
 - ②任意提出事業者のうち評価を希望する事業者（当該事業者が指針1(2)イで報告書を提出することができる」とされている全ての事業所等について、報告書を提出する場合に限る。）
 - (イ) 実績年度に報告書を提出し、かつ、直近5か年度のうち実績年度以外のいずれかの年度について少なくとも1回は報告書を提出していること。

イ 評価の対象とする事業所等

- ・当該事業者が都内において所有し、又は使用している事業所等のうち、報告書の作成対象とされている全ての事業所等を実評価の対象とする。
- ・ただし、地球温暖化対策事業者にあつては、義務提出事業所等のみを実評価の対象とすることができる。

表1 評価の対象とする事業者及び事業所等

	義務提出事業所等で評価を受ける	全ての事業所等で評価を受ける	評価を受けない
地球温暖化対策事業者	可	可 ^{**}	不可
任意提出事業者	不可	可 ^{**}	可

※都内において所有し、又は使用している事業所等のうち、報告書の作成対象とされている全ての事業所等について報告書(その2)を提出していない場合は、全ての事業所等を実評価の対象とすることはできない。

ウ 評価の対象とする期間

- ・地球温暖化の対策に係る取組の実績については、直近5か年度の状況について評価する。
- ・ただし、直近5か年度のうち、報告書で実績を報告していない年度については評価の対象から除くものとする。
- ・評価の対象とする期間のうち、各年度に係る用語は次の表2のとおり定義する。また、各年度に係る用語について、次の表3のとおり例示する。

表2 評価の対象とする期間における各年度の用語の定義

用語	定義
提出年度	事業所等の報告書を提出した年度
実績年度	提出年度の前年度
過去実績年度	報告書で事業所等の実績を報告した実績年度以外の年度
算定基準年度	過去実績年度のうち、合計二酸化炭素排出量が0ではない最初の年度
前回実績年度	ある年度を基準とした直近の過去実績年度

表3 <参考>2020年度に報告書を提出する場合の各年度の定義
(2020年度が提出年度になる場合の各年度の定義)

年度	2015	2016	2017	2018	2019
合計二酸化炭素排出量	0	6,000		0	5,900
合計延床面積	83,000	83,000		83,000	83,000
合計原単位	0.00000	72.28915		0.00000	71.08433
定義	←----- 直近5か年度 ----->				
	過去実績年度	過去実績年度		過去実績年度	実績年度
		算定基準年度			

2017年度は報告書の提出が無いため、2018年度の前回実績年度は2016年度となる。

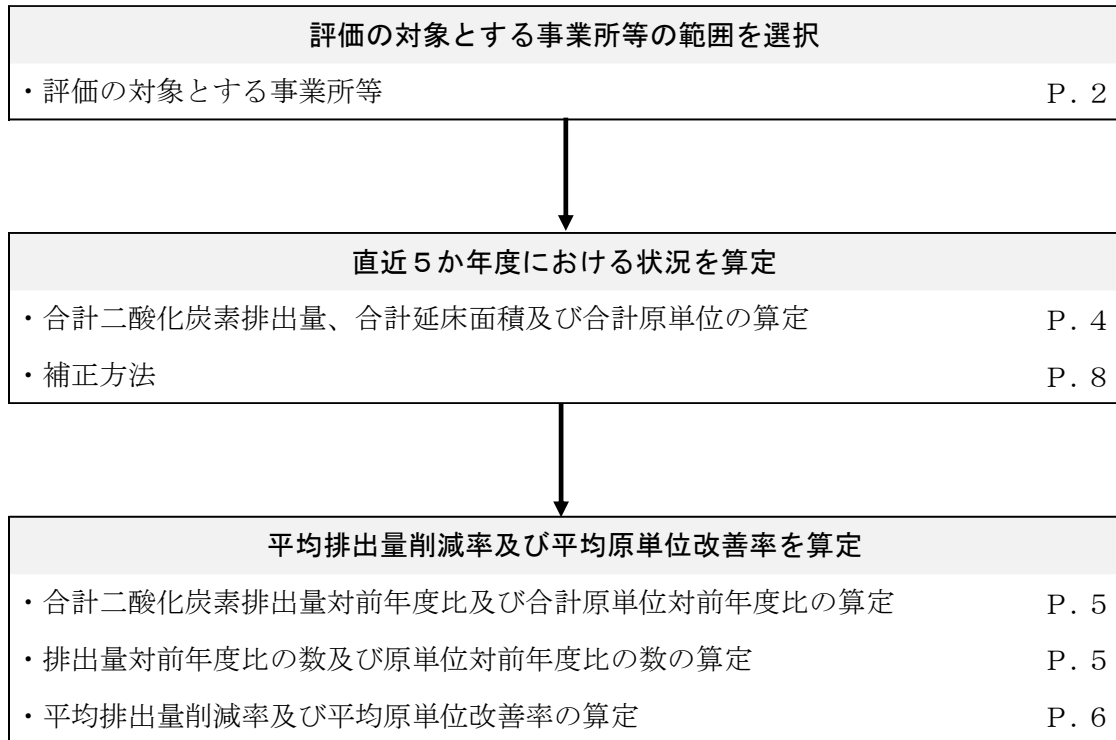
(3) 評価項目

評価項目は、報告書（その1）において報告する平均合計二酸化炭素排出量削減率（以下、「平均排出量削減率」という。）及び平均合計原単位改善率（以下、「平均原単位改善率」という。）とする。

(4) 算定方法

地球温暖化対策事業者等は、アからエまでに定める方法により、次の図1の手順に従い平均排出量削減率及び平均原単位改善率を算定する。

図1 平均排出量削減率及び平均原単位改善率の算定フロー



ア 合計二酸化炭素排出量、合計延床面積及び合計原単位の算定

- ・ 合計二酸化炭素排出量（t）は、評価対象事業所等の二酸化炭素排出量を年度ごとに合計する。
- ・ 合計延床面積（m²）は、評価対象事業所等の延床面積を年度ごとに合計する。
- ・ 合計原単位（kg-CO²/m²）は合計延床面積（m²）当たりの合計二酸化炭素排出量（kg-CO²）として、年度ごとに算定する（小数点以下第3位切り捨て）
- ・ なお、次の（ア）から（エ）までに該当する場合は、必要に応じて（5）アからエまでに定める補正を適用し、合計二酸化炭素排出量、合計延床面積及び合計原単位を算定する。また、次の（オ）から（キ）までに該当する場合は、必要に応じて（5）オからキに定める補正を適用し、合計二酸化炭素排出量及び合計原単位を算定する。
 - （ア） 「特定（指定）地球温暖化対策事業所」として都に報告を行っていた事業所を新たに「中小規模事業所」として報告する場合
 - （イ） 「中小規模事業所」として都に報告を行っていた事業所を新たに「特定（指定）地球温暖化対策事業所」として報告する場合
 - （ウ） 会社合併を行った場合
 - （エ） 会社分割を行った場合
 - （オ） 事業所等において再生可能エネルギー電気の受入れを行った場合
 - （カ） 事業所等において証書による環境価値の利用を行った場合
 - （キ） 規則別表第1に定める温室効果ガスの排出の量の算定方法が変更になった場合

イ 合計二酸化炭素排出量対前年度比及び合計原単位対前年度比の算定

- ・合計二酸化炭素排出量対前年度比（以下、単に「排出量対前年度比」という。）は、直近5か年度における各年度の合計二酸化炭素排出量を、前回実績年度の合計二酸化炭素排出量で除することで算定する（小数点以下第6位切り捨て）
- ・ただし、前回実績年度の合計二酸化炭素排出量が0の場合は、当該前回実績年度を基準とした前回実績年度の合計二酸化炭素排出量で除することで算定する。
- ・なお、次の年度においては排出量対前年度比を算定しない。
 - （ア）直近5か年度のうち、合計二酸化炭素排出量が0の年度
 - （イ）直近5か年度のうち、当該年度を基準とした過年度についていずれの年度においても実績を報告していない又は合計二酸化炭素排出量が0の年度
- ・合計原単位対前年度比（以下、単に「原単位対前年度比」という。）においても同様に算定する。

【例1】排出量対前年度比の算定

年度	2015	2016	2017	2018	2019
合計二酸化炭素排出量（t）		10,400	10,300	0	10,000
合計二酸化炭素排出量対前年度比			0.99038		0.97087

- ・2016年度は過年度に実績を報告していないため、排出量対前年度比を算定しない。
- ・2017年度は合計二酸化炭素排出量を前回実績年度である2016年度の合計二酸化炭素排出量で除することで、排出量対前年度比を算定する。
- ・2018年度は合計二酸化炭素排出量が0のため、排出量対前年度比を算定しない
- ・2019年度は前回実績年度である2018年度の合計二酸化炭素排出量が0のため、合計二酸化炭素排出量を2018年度の前回実績年度である2017年度の合計二酸化炭素排出量で除することで、排出量対前年度比を算定する。

ウ 排出量対前年度比の数及び原単位対前年度比の数の算定

- ・排出量対前年度比の数は、算定基準年度から実績年度までの期間のうち、各年度及び各年度を基準とした前回実績年度の合計二酸化炭素排出量がいずれも0以上の年度の数をいう。
- ・原単位対前年度比の数においても同様とする。

【例2】排出量対前年度比の数の算定

年度	2015	2016	2017	2018	2019
合計二酸化炭素排出量（t）	0	10,400	10,300	0	10,000
合計二酸化炭素排出量対前年度比			0.99038		0.97087

- ・合計二酸化炭素排出量が0ではない最初の年度は2016年度のため、算定基準年度は2016年となる。

- ・算定基準年度から実績年度までの4か年度のうち、合計二酸化炭素排出量及び前回実績年度の合計二酸化炭素排出量が0以上の年度は2017年度、2018年度及び2019年度のため、排出量対前年度比の数は3となる。

エ 平均排出量削減率及び平均原単位改善率の算定

- ・平均排出量削減率は、イで算定した各年度の排出量対前年度比から次の式のとおり算定する（小数点以下第3位切り捨て）

$$X = (1 - \sqrt[n]{a1 \times b1 \times c1 \times d1}) \times 100$$

X：平均排出量削減率（%）

n：排出量対前年度比の数

a 1～d 1：排出量対前年度比

※計算過程で算出した値はいずれも小数点以下第6位切り捨て

- ・ただし、実績年度の合計二酸化炭素排出量が0の場合は、平均排出量削減率を100%とする。また、過去実績年度における合計二酸化炭素排出量がいずれも0かつ実績年度の合計二酸化炭素排出量が0ではない場合は、平均排出量削減率を0%とする。
- ・平均原単位改善率は、イで算定した各年度の前単位対前年度比から次の式のとおり算定する（小数点以下第3位切り捨て）

$$X 2 = (1 - \sqrt[n]{a2 \times b2 \times c2 \times d2}) \times 100$$

X 2：平均原単位改善率（%）

n：原単位対前年度比の数

a 2～d 2：原単位対前年度比

※計算過程で算出した値はいずれも小数点以下第6位切り捨て

- ・ただし、実績年度の合計原単位が0の場合は、平均原単位改善率を100%とする。また、過去実績年度における合計原単位がいずれも0かつ実績年度の合計原単位が0ではない場合は、平均原単位改善率を0%とする。

【例3】直近5か年度の実績をすべて報告している場合

年度	2015	2016	2017	2018	2019
合計二酸化炭素排出量（t）	10,600	10,400	10,300	10,200	10,000
合計二酸化炭素排出量対前年度比		0.98113	0.99038	0.99029	0.98039

- ・2015年度の合計二酸化炭素排出量が0ではないため、算定基準年度は2015年度となる。
- ・算定基準年度から実績年度までの期間のうち、各年度及び各年度を基準とした前回実績年度の合計二酸化炭素排出量はいずれも0以上のため、対前年度比の数は4と

なる。

- したがって、平均排出量削減率 X は次の式のとおり算定する。

$$X = (1 - \sqrt[4]{0.98113 \times 0.99038 \times 0.99029 \times 0.98039}) \times 100 \\ = 1.44 (\%)$$

平均原単位改善率についても同様に算定する。

【例 4】 合計二酸化炭素排出量又は合計原単位が 0 の過去実績年度がある場合①

年度	2015	2016	2017	2018	2019
合計二酸化炭素排出量 (t)	10,600	10,400	0	10,200	10,000
合計二酸化炭素排出量対前年度比		0.98113		0.98076	0.98039

- 2015 年度の合計二酸化炭素排出量が 0 ではないため、算定基準年度は 2015 年度となる。
- 直近 5 か年度のうち、2017 年度は合計二酸化炭素排出量が 0 のため、排出量対前年度比を算定しない。
- 算定基準年度から実績年度までの期間のうち、各年度及び各年度を基準とした前回実績年度の合計二酸化炭素排出量はいずれも 0 以上のため、対前年度比の数は 4 となる。
- したがって、平均排出量削減率 X は次の式のとおり算定する。

$$X = (1 - \sqrt[4]{0.98113 \times 0.98076 \times 0.98039}) \times 100 \\ = 1.44 (\%)$$

- 平均原単位改善率についても同様に算定する。

【例 5】 合計二酸化炭素排出量又は合計原単位が 0 の過去実績年度がある場合②

年度	2015	2016	2017	2018	2019
合計二酸化炭素排出量 (t)	0	10,400	0	10,200	10,000
合計二酸化炭素排出量対前年度比				0.98076	0.98039

- 2015 年度の合計二酸化炭素排出量が 0 かつ 2016 年度の合計二酸化炭素排出量が 0 ではないため、算定基準年度は 2016 年度となる。
- 直近 5 か年度のうち、2016 年度は過年度の合計二酸化炭素排出量が 0 であり、2017 年度は合計二酸化炭素排出量が 0 のため、排出量対前年度比を算定しない。
- 算定基準年度から実績年度までの期間のうち、各年度及び各年度を基準とした前回実績年度の合計二酸化炭素排出量はいずれも 0 以上のため、対前年度比の数は 3 となる。
- したがって、平均排出量削減率 X は次の式のとおり算定する。

$$X = (1 - \sqrt[3]{0.98076 \times 0.98039}) \times 100 \\ = 1.29 (\%)$$

- 平均原単位改善率についても同様に算定する。

【例 6】実績年度の合計二酸化炭素排出量又は合計原単位が 0 の場合

年度	2015	2016	2017	2018	2019
合計二酸化炭素排出量 (t)	10,600	10,400	10,300	10,200	0
合計二酸化炭素排出量対前年度比		0.98113	0.99038	0.99029	

- ・実績年度の合計二酸化炭素排出量が 0 のため、平均排出量削減率は 100% となる。
- ・平均原単位改善率についても同様とする。

【例 7】過去実績年度の合計二酸化炭素排出量又は合計原単位が 0 かつ実績年度の合計二酸化炭素排出量又は合計原単位が 0 ではない場合

年度	2015	2016	2017	2018	2019
合計二酸化炭素排出量 (t)	0	0	0	0	10,000
合計二酸化炭素排出量対前年度比					

- ・過去実績年度の合計二酸化炭素排出量がいずれも 0 かつ実績年度の合計二酸化炭素排出量が 0 ではないため、平均排出量削減率は 0% となる。
- ・平均原単位改善率についても同様とする。

【例 8】直近 5 か年度において実績を報告していない年度がある場合

年度	2015	2016	2017	2018	2019
合計二酸化炭素排出量 (t)		10,400		10,200	10,000
合計二酸化炭素排出量対前年度比				0.98076	0.98039

- ・2015 年度は実績の報告が無く、2016 年度は合計二酸化炭素排出量が 0 ではないため、算定基準年度は 2016 年度となる。
- ・直近 5 か年度のうち、2016 年度は過年度に実績の報告が無く、2017 年度は実績の報告が無い場合、排出量対前年度比を算定しない。
- ・算定基準年度から実績年度までの期間のうち、各年度及び各年度の前回実績年度の合計二酸化炭素排出量がいずれも 0 以上となるのは 2018 年度及び 2019 年度のみであるため、対前年度比の数は 2 となる。
- ・したがって、平均排出量削減率 X は次の式のとおり算定する。

$$X = (1 - \sqrt[2]{0.98076 \times 0.98039}) \times 100$$

$$= 1.94 (\%)$$

- ・平均原単位改善率についても同様に算定する。

(5) 補正方法

次のア、ウ及びオからキまでのいずれかに該当する場合は、(4) アで算定した合計二

酸化炭素排出量等の補正を行うことができる。また、次のイ又はエに該当する場合は、(4)アで算定した合計二酸化炭素排出量等の補正を行わなければならない。

アからエまでの補正を行う場合は、必ず補正を行う年度の合計二酸化炭素排出量、合計延床面積及び合計原単位のすべてについて補正を行わなければならない。また、オからキまでの補正を行う場合は、必ず補正を行う年度の合計二酸化炭素排出量及び合計原単位のいずれについても補正を行わなければならない。

合計二酸化炭素排出量、合計延床面積及び合計原単位を補正によって負の値にすることはできない。

表4 補正事由の一覧

大規模事業所関係	ア	「特定（指定）地球温暖化対策事業所」として都に報告を行っていた事業所を新たに「中小規模事業所」として報告する場合	例9
	イ	「中小規模事業所」として都に報告を行っていた事業所を新たに「特定（指定）地球温暖化対策事業所」として報告する場合	例10
会社合併・分割関係	ウ	会社合併を行った場合	例11
	エ	会社分割を行った場合	例12
再生可能エネルギー関係	オ	事業所等において再生可能エネルギー電気の受入を行った場合	例13
	カ	事業所等において証書による環境価値の利用を行った場合	例14
その他	キ	規則別表第1に定める温室効果ガスの排出の量の算定方法が変更になった場合	-

ア 「特定（指定）地球温暖化対策事業所」として都に報告を行っていた事業所を新たに「中小規模事業所」として報告する場合

- ・直近5か年度における各年度の合計二酸化炭素排出量及び合計延床面積に、「特定（指定）地球温暖化対策事業所」として報告を行っていた事業所の二酸化炭素排出量及び延床面積を加算することで補正を行う。

【例9】「特定（指定）地球温暖化対策事業所」として都に報告を行っていた事業所を新たに「中小規模事業所」として報告する場合

- ・例えば、元々「特定（指定）地球温暖化対策事業所」として都に報告を行っていたα事業所を、2019年度から「中小規模事業所」として報告を行うA事業者があったとする。

A事業者の合計二酸化炭素排出量（補正前）

年度	2015	2016	2017	2018	2019
合計二酸化炭素排出量（t）	10,600	10,400	10,300	10,200	12,900
合計二酸化炭素排出量対前年度比		0.98113	0.99038	0.99029	1.26470

- ・2015年度実績から2018年度実績までは当該事業所の実績を算入していないが、2019年度実績では当該事業所の実績を算入している。
- ・これにより、2019年度実績のみ当該事業所分合計二酸化炭素排出量が増加することになり、事業者の平均排出量削減率を正確に算定することができない。
- ・この場合、2015年度から2018年度までに、「各年度におけるα事業所の実績」を加算して補正することにより、平均排出量削減率を算定できるようになる。
- ・加算する数値は、「特定（指定）地球温暖化対策事業所」として都に報告を行っていた数値とする。

α事業所の二酸化炭素排出量

年度	2015	2016	2017	2018	2019
二酸化炭素排出量（t）	3,000	3,000	3,000	3,000	2,900

A事業者の合計二酸化炭素排出量（補正後）

年度	2015	2016	2017	2018	2019
合計二酸化炭素排出量（t）	13,600	13,400	13,300	13,200	12,900
合計二酸化炭素排出量対前年度比		0.98529	0.99253	0.99248	0.97727

- ・上記のように補正を行うことで、2015年度から2019年度まで当該「特定（指定）地球温暖化対策事業所」の実績が算入した状態で、平均排出量削減率を算定する。
- ・合計延床面積及び合計原単位についても同様に算定する。

イ 「中小規模事業所」として都に報告を行っていた事業所を新たに「特定（指定）地球温暖化対策事業所」として報告する場合

- ・直近5か年度における各年度の合計二酸化炭素排出量及び合計延床面積から、「中小規模事業所」として報告を行っていた事業所の二酸化炭素排出量及び延床面積を減算することで補正を行う。

【例10】「中小規模事業所」として都に報告を行っていた事業所を新たに「特定（指定）地球温暖化対策事業所」として報告する場合

- ・例えば、元々「中小規模事業所」として都に報告を行っていたβ事業所を、2019年度から「特定（指定）地球温暖化対策事業所」として報告を行うB事業者があったとする。

B事業者の合計二酸化炭素排出量（補正前）

年度	2015	2016	2017	2018	2019
合計二酸化炭素排出量（t）	10,600	10,400	10,300	10,200	7,000
合計二酸化炭素排出量対前年度比		0.98113	0.99038	0.99029	0.68627

- ・2015年度実績から2018年度実績までについては、当該事業所の実績を算入しているが、2019年度実績では当該事業所の実績を算入していない。
- ・これにより、2019年度実績のみ当該事業所分合計二酸化炭素排出量が減少することにな

り、事業者の平均排出量削減率を正確に算定することができない。

- ・この場合、2015年度実績から2018年度実績までに、「各年度におけるβ事業所の実績」を減算して補正することにより、平均排出量削減率を算定できるようになる。
- ・減算する数値は、「中小規模事業所」として都に報告を行っていた数値とする。

β事業所の二酸化炭素排出量

年度	2015	2016	2017	2018	2019
二酸化炭素排出量（t）	2,900	2,900	2,900	2,900	3,000

B事業者の合計二酸化炭素排出量（補正後）

年度	2015	2016	2017	2018	2019
合計二酸化炭素排出量（t）	7,700	7,500	7,400	7,300	7,000
合計二酸化炭素排出量対前年度比		0.97402	0.98666	0.98648	0.9589

- ・上記のように補正を行うことで、2015年度から2019年度まで当該中小規模事業所の実績が減算された状態で、平均排出量削減率を算定する。
- ・合計延床面積及び合計原単位についても同様に算定する。

ウ 会社合併を行った場合

- ・直近5か年度における各年度の合計二酸化炭素排出量及び合計延床面積に、消滅会社の合計二酸化炭素排出量及び合計延床面積を加算することで補正を行う。
- ・直近5か年度のうち、消滅会社が地球温暖化対策事業者等として都に報告書を提出していなかった年度については、当該年度において消滅会社が所有し、又は使用していた事業所等の報告書を存続会社が新たに提出することで、補正を行うことができる。

【例11】会社合併を行った場合

- ・例えば、2018年度末にC事業者（存続会社）とD事業者（消滅会社）が合併したとする。

C事業者の合計二酸化炭素排出量（補正前）

年度	2015	2016	2017	2018	2019
合計二酸化炭素排出量（t）	10,600	10,400	10,300	10,200	16,000
合計二酸化炭素排出量対前年度比		0.98113	0.99038	0.99029	1.56862

- ・2015年度実績から2018年度実績までについては、D事業者の実績を算入していないが、2019年度実績では当該事業者の実績を算入している。
- ・これにより、2019年度実績のみ当該事業者分合計二酸化炭素排出量が増加することになり、C事業者の平均排出量削減率を正確に算定することができない。
- ・この場合、2015年度から2018年度までに、「各年度におけるD事業者の実績」を加算して補正することにより、平均排出量削減率を算定できるようになる。
- ・加算する数値は、D事業者が中小規模事業所として都に報告を行っていた数値とする。

D事業者の合計二酸化炭素排出量

年度	2015	2016	2017	2018	2019
合計二酸化炭素排出量（t）	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000

C事業者の合計二酸化炭素排出量（補正後）

年度	2015	2016	2017	2018	2019
合計二酸化炭素排出量（t）	16,600	16,400	16,300	16,200	16,000
合計二酸化炭素排出量対前年度比		0.98795	0.99390	0.99386	0.98765

- ・上記のように補正を行うことで、2015年度から2019年度までD事業者の実績が算入した状態で、平均排出量削減率を算定する。
- ・合計延床面積及び合計原単位についても同様に算定する。

エ 会社分割を行った場合

- ・地球温暖化対策事業者等が、その事業に関して有する権利義務を他者に引き継がせ、会社分割を行った場合、直近5か年度における会社分割前の年度については、他者に引き継ぎを行った事業所等の実績を減算することで補正を行う。

【例12】会社分割を行った場合

- ・例えば、2018年度末にE事業者がF事業者に権利義務を引き継がせる会社分割を行ったとする。

E事業者の合計二酸化炭素排出量（補正前）

年度	2015	2016	2017	2018	2019
合計二酸化炭素排出量（t）	10,600	10,400	10,300	10,200	6,000
合計二酸化炭素排出量対前年度比		0.98113	0.99038	0.99029	0.58823

- ・2015年度実績から2018年度実績まではF事業者を引き継ぎを行った事業所等の実績が算入されているが、2019年度実績はF事業者を引き継ぎを行った事業所等の実績は算入されていない。
- ・これにより、2019年度実績のみ当該事業者分合計二酸化炭素排出量が減少することになり、E事業者の平均排出量削減率を正確に算定することができない。
- ・この場合、2015年度から2018年度までに、「各年度におけるF事業者の実績」を減算して補正することにより、平均排出量削減率を算定できるようになる。
- ・減算する数値は、F事業者を引き継ぎを行った事業所等のうち、中小規模事業所として都に報告を行っていた数値とする。

F事業者の合計二酸化炭素排出量

年度	2015	2016	2017	2018	2019
合計二酸化炭素排出量（t）	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000

E事業者の合計二酸化炭素排出量（補正後）

年度	2015	2016	2017	2018	2019
合計二酸化炭素排出量（t）	6,600	6,400	6,300	6,200	6,000
合計二酸化炭素排出量対前年度比		0.96969	0.98437	0.98412	0.96774

- ・上記のように補正を行うことで、2015年度から2019年度までF事業者の実績が減算された状態で、平均排出量削減率を算定する。
- ・合計延床面積及び合計原単位についても同様に算定する。

オ 事業所等において再生可能エネルギー電気の受入れを行った場合

- ・再生可能エネルギー電気の受入れは、評価対象事業所等における電気の受入れ状況が次の①及び②の要件を満たす場合を言う。
 - ① 評価対象事業所等に電気を供給する小売電気事業者の「東京都エネルギー環境計画指針」（平成17年東京都告示第864号）第3-1に規定する二酸化炭素排出係数又は調整後二酸化炭素排出係数^{※1}が、都内に電気を供給している全事業者の平均値以下であること。
 - ※1 小売電気事業者の二酸化炭素排出係数又は調整後二酸化炭素排出係数は、東京都エネルギー環境計画書制度において、補正を行う年度の4月1日時点で公表されている最新の数値とする。
 - ② ①の小売電気事業者の再生可能エネルギー利用率^{※2}が20%以上であること又は①の小売電気事業者から提供を受ける電気メニューの再生可能エネルギー利用率^{※3}が20%以上であること。
 - ※2 小売電気事業者の再生可能エネルギー利用率は、東京都エネルギー環境計画書制度において、補正を行う年度の4月1日時点で公表されている最新の数値とする。
 - ※3 再生可能エネルギー利用率をメニューとして判断する場合は、①太陽光発電所、②風力発電所、③水力発電所（出力合計3万kW未満のもの）、④地熱発電所、⑤バイオマス発電所により発電された電気（FIT電気を除く）の利用率が20%以上であること。ただし、再生可能エネルギー指定の非化石証書（上記①から⑤までの発電所に係るものに限る。）を電気の販売に応じて使用した場合は、実質的に再生可能エネルギー電気の調達を実現しているとみなせることから、当該再生可能エネルギー利用率に含めても良いものとする。
- ・再生可能エネルギー電気の受入れに該当する場合、合計二酸化炭素削減量（合計二酸化炭素排出量から減算することができる二酸化炭素の量をいう。以下同じ）は、次の式のとおり算定する（少数点以下切り捨て）

$$X3 = (a3 - b3) \times c3$$

X3：合計二酸化炭素削減量（tCO²）

a3：規則別表第1の1の項の下欄への知事が別に定める係数（tCO²/千kWh）

b3：評価対象事業所等に電気を供給する小売電気事業者の東京都エネルギー環境計画指針第3の1に規定する二酸化炭素排出係数又は調整後二酸化炭素排出係数（tCO²/千kWh）

c3：受け入れた再生可能エネルギー電気の量*（千kWh）

*受け入れた再生可能エネルギー電気の量は小売ベースとする。

- ・上記の式により算定した合計二酸化炭素削減量を、合計二酸化炭素排出量から減算することで補正を行う。
- ・年度の途中で電気の供給を受ける小売電気事業者を変更した場合など、再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー電気に該当しない電気が混在した場合は、受け入れた電気の量のうち再生可能エネルギー電気の受入れ電力量分に応じた削減量を算定する。また、複数の小売電気事業者から電気の受入れを行った場合も同様とする。

【例13】事業所等において再生可能エネルギー電気の受入れを行った場合

- ・例えば、規則別表第1の1の項ハに規定する知事が別に定める係数が0.489（tCO²/千kWh）の年度に、二酸化炭素排出係数が0.245（tCO²/千kWh）であり再生可能エネルギー利用率が32.5%の小売電気事業者から、1,400千kWhの電気を受け入れた事業所等があったとする。この場合、合計二酸化炭素削減量X3は次の式のとおり算定する。

$$\begin{aligned} X3 &= (0.489 - 0.245) \times 1,400 \\ &= 341.6 \text{ (tCO}^2\text{)} \end{aligned}$$

- ・補正を行う年度における当該事業者の合計二酸化炭素排出量から、341（tCO²）を減算することで補正を行う。

カ 事業所等において証書による環境価値の利用を行った場合

- ・対象となる証書は、グリーンエネルギー証書の認証機関が認証したグリーン電力証書及びグリーン熱証書のうち、それぞれ次の①から③までの要件を満たすものとする。

(ア) グリーン電力証書

- ① グリーンエネルギー証書の認証機関に届け出た最終所有者（以下、「証書の最終保有者」という。）が評価の対象とする事業者又は評価対象事業所等であるもの。
- ② 補正を行う年度に評価対象事業所等における二酸化炭素排出量のオフセットに利用されたもの。
- ③ 証書に記載の発電種別が、太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電及びバイオマス発電のいずれかであるもの。ただし、バイオマス由来のグリーン電力証書については、バイオマス比率が60%以上のものに限る。

(イ) グリーン熱証書

- ① 証書の最終所有者が評価の対象とする事業者又は評価対象事業所等であるもの。
- ② 補正を行う年度に評価対象事業所等における二酸化炭素排出量のオフセットに利用されたもの。
- ③ 証書に記載の発熱種別が太陽熱であるもの。

・合計二酸化炭素削減量は、次の式のとおり算定する（小数点以下切り捨て）

(ア) グリーン電力証書

$$X 4 = a 4 \times b 4$$

X 4 : 合計二酸化炭素削減量 (t CO²)

a 4 : 規則第 4 条の 12 第 3 項の表電気に係る電気等環境価値保有量の項第三欄
中知事が別に定める係数 (t CO²/千 kWh)

b 4 : グリーン電力証書の最終保有者電力量 (千 kWh)

(イ) グリーン熱証書

$$X 5 = a 5 \div 1,000 \times b 5$$

X 5 : 合計二酸化炭素削減量 (t CO²)

a 5 : グリーン熱証書の最終保有者熱量 (MJ)

b 5 : 規則第 4 条の 12 第 3 項の表熱に係る電気等環境価値保有量の項第三欄中
知事が別に定める係数 (t CO²/GJ)

・上記の式により算定した合計二酸化炭素削減量を、合計二酸化炭素排出量から減算することで補正を行う。

【例 14】 事業所等において証書による環境価値の利用を行った場合

・例えば、規則第 4 条の 12 第 3 項の表電気に係る電気等環境価値保有量の項第三欄中知事が別に定める係数が 0.489 (t CO²/千 kWh) の年度にグリーン電力証書を 1,400 千 kWh 購入し、環境価値を評価事業所等における二酸化炭素排出量のオフセットに利用した事業者があったとする。この場合、合計二酸化炭素削減量 X 4 は次の式のとおり算定する。

$$\begin{aligned} X 4 &= 0.489 \times 1,400 \\ &= 684.6 \text{ (t CO}^2\text{)} \end{aligned}$$

・補正を行う年度における当該事業者の合計二酸化炭素排出量から、684 (t CO²) を減算することで算定を行う。

キ 規則別表第 1 に定める温室効果ガスの排出の量の算定方法が変更になった場合

・変更前の算定方法に従い算定した過去実績年度の合計二酸化炭素排出量を、変更後の算定方法に従い再計算することで補正を行う。

(6) 評価結果

(4) エに定める計算式により算定した平均排出量削減率及び平均原単位改善率に応じて、表5のとおり評価を行う。

表5 地球温暖化の対策に係る取組の評価

取組実績		評価
平均排出量削減率	平均原単位改善率	
1.3%以上	2.6%以上	地球温暖化対策の取組実績が極めて優良な事業者 (SSランク)
1.3%以上	1.3%以上2.6%未満	地球温暖化対策の取組実績が特に優良な事業者 (Sランク)
1.3%未満	1.3%以上	地球温暖化対策の取組実績が優良な事業者

3 再生可能エネルギーの利用に係る措置の評価

(1) 評価の考え方

再生可能エネルギーの利用状況に着目し、(4)に示す算定方法に従い、再生可能エネルギーの利用実績が優良な地球温暖化対策事業者等々を評価する。

(2) 評価対象

ア 評価の対象とする事業者

- ・ 2(6)において、「地球温暖化対策の取組実績が特に優良な事業者(Sランク)」又は「地球温暖化対策の取組実績が極めて優良な事業者(SSランク)」となった事業者を評価の対象とする。

イ 評価の対象とする事業所等

- ・ 2(2)イの事業所等を評価の対象とする。
- ・ ただし、次の(ア)から(ウ)までに該当する事業所等は、評価の対象から除くことができる。
 - (ア) 所有形態が「自己所有」かつ報告範囲が「建物の一部(その他)」の事業所等
 - (イ) 所有形態が「他者所有」かつ報告範囲が「建物の全部」の事業所等
 - (ウ) 所有形態が「他者所有」かつ報告範囲が「建物の一部(テナント)」の事業所等

ウ 評価の対象とする期間

- ・ 再生可能エネルギーの利用に係る措置については、実績年度の状況について評価する。

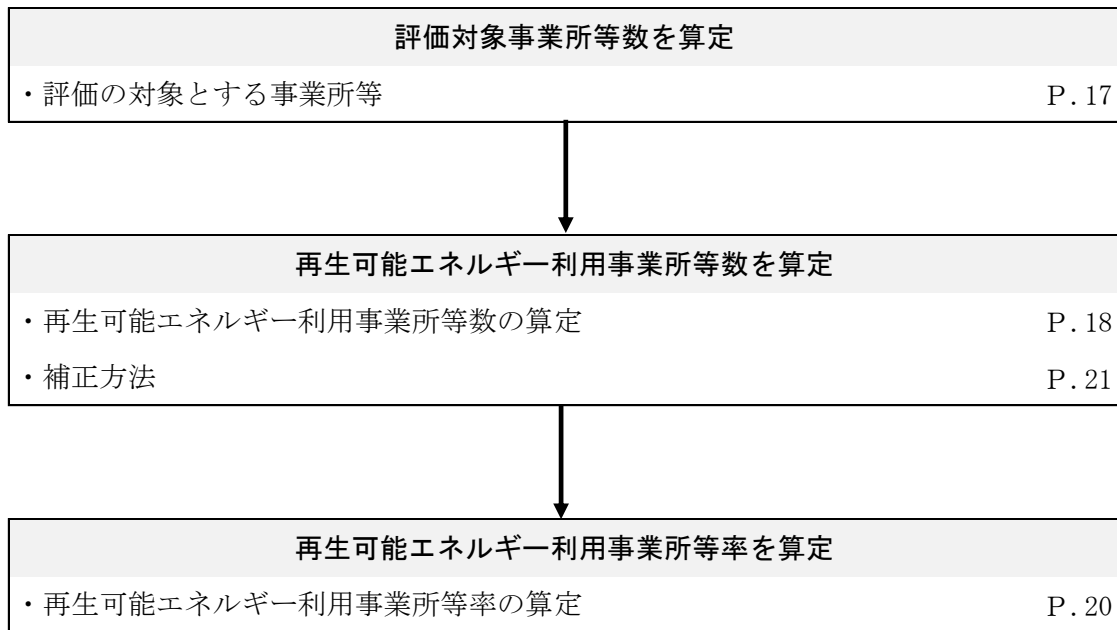
(3) 評価項目

評価項目は、報告書(その1)において報告する再生可能エネルギー利用事業所等率とする。

(4) 算定方法

地球温暖化対策事業者等は、ア及びイに定める方法により、再生可能エネルギー利用事業所等の数(以下、「再生可能エネルギー利用事業所等数」という。)及び再生可能エネルギー利用事業所等率を次の図2の手順に従い算定する。

図2 再生可能エネルギー利用事業所等率の算定フロー



ア 再生可能エネルギー利用事業所等数の算定

- ・再生可能エネルギー利用事業所等数は、評価対象事業所等における再生可能エネルギー利用事業所等の数を合計する。
- ・なお、次の（ア）又は（イ）に該当する場合は、必要に応じて（5）ア又はイに定める補正を適用し、再生可能エネルギー利用事業所等数を算定する。
 - （ア） 他の事業者が都内に有する事業所等の屋根等を賃借し、再生可能エネルギー発電設備を設置している場合
 - （イ） 事業者として証書による環境価値等を都内において利用した場合
- ・再生可能エネルギー利用事業所等は、報告書（その2）において次の（ア）から（ウ）までのいずれかの利用状況を報告した事業所等をいう。

(ア) 再生可能エネルギー発電設備の設置

- 対象となる再生可能エネルギーの種類は、当分の間、太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスとし、各発電設備の要件は表6のとおりとする。

表6 各発電設備の規模要件

発電設備種別	要件
太陽光発電	太陽電池出力 ^{※1} が4kW以上であること。
風力発電	発電出力が1kW以上（単機出力1kW以上）であること。
水力発電	発電出力が1kW以上（単機出力1kW以上）であること。
地熱発電	特になし
バイオマス発電	次の要件をすべて満たすものとする。 ①バイオマス比率 ^{※2} が60%以上であること。 ②発電出力が10kW以上 ^{※3} であること。
複合 ^{※4}	発電設備の出力合計が10kW以上であること。 ただし、太陽光発電は太陽電池出力1kW以上とする。

※1 太陽電池出力は、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールのJIS等に規定されている公称最大出力の合計値とパワーコンディショナのJISに基づく定格出力の合計値のうち、いずれか低い方の出力とする。

※2 バイオマス比率は、化石燃料を含む投入燃料全体の発熱量に対するバイオマス燃料の発熱量の比率をいう。バイオマス比率は、「総量削減義務と排出量取引制度における再エネクレジット算定ガイドライン」第2部第2章2（3）ウの規定により算定する。

※3 離島及びへき地（離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法又は過疎地域自立促進特別措置法で規定する地域）に存する事業所等については、バイオマス発電の要件②を不要とする。

※4 複合は、太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電及びバイオマス発電設備複数の組み合わせによる再生可能エネルギー発電を指す。

- ここでいう設置とは、実績年度に事業所等の報告範囲又は事業所等の存する敷地内に再生可能エネルギー発電設備が設置され、発電が行われている場合をいう。
- ただし、他の事業者により事業所等の屋根等を貸与し、再生可能エネルギー発電設備の設置を受けている場合はここでいう設置には当たらない。

(イ) 再生可能エネルギー電気の受入れ

- 再生可能エネルギー電気の受入れは、評価対象事業所等における電気の受入れ状況が次の①から③までの要件を満たす場合を言う。

① 評価対象事業所等に電気を供給する小売電気事業者の「東京都エネルギー環境計画指針」（平成17年東京都告示第864号）第3 1に規定する二酸化炭素排出

係数又は調整後二酸化炭素排出係数^{※1}が、都内に電気を供給している全事業者の
平均値以下であること。

※1 小売電気事業者の二酸化炭素排出係数又は調整後二酸化炭素排出係数は、東京都エネルギー環境計画制度において、実績年度の4月1日時点で公表されている最新の数値とする。

- ② ①の小売電気事業者の再生可能エネルギー利用率^{※2}が20%以上であること又は①の小売電気事業者から提供を受ける電気メニューの再生可能エネルギー利用率^{※3}が20%以上であること。

※2 小売電気事業者の再生可能エネルギー利用率は、東京都エネルギー環境計画制度において、実績年度の4月1日時点で公表されている最新の数値とする。

※3 再生可能エネルギー利用率をメニューとして判断する場合は、①太陽光発電所、②風力発電所、③水力発電所（出力合計3万kW未満のもの）、④地熱発電所、⑤バイオマス発電所により発電された電気（FIT電気を除く）の利用率が20%以上であること。ただし、再生可能エネルギー指定の非化石証書（上記①から⑤までの発電所に係るものに限る。）を電気の販売に応じて使用した場合は、実質的に再生可能エネルギー電気の調達を実現しているとみなせることから、当該再生可能エネルギー利用率に含めても良いものとする。

- ③ ①及び②の要件を満たす小売電気事業者から、6か月以上再生可能エネルギー電気を調達していること。

（ウ） 証書による環境価値の利用

・対象となる証書は、グリーンエネルギー証書の認証機関が認証したグリーン電力証書及びグリーン熱証書のうち、それぞれ次のa及びbの要件を満たすものとする。

① グリーン電力証書

- a. 証書の最終所有者が評価対象事業所等であるもの。
b. 証書に記載の発電種別が、太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電及びバイオマス発電のいずれかであるもの。ただし、バイオマス由来のグリーン電力証書については、バイオマス比率が60%以上のものに限る。

② グリーン熱証書

- a. 証書の最終所有者が評価対象事業所等であるもの。
b. 証書に記載の発熱種別が太陽熱であるもの。

・ここでいう環境価値の利用とは、実績年度に発行された証書の権利を同年度に行使している場合をいう。

イ 再生可能エネルギー利用事業所等率の算定

- ・再生可能エネルギー利用事業所等率は、次の式のとおり算定する（小数点以下第3位切り捨て）
・なお、3（2）イ評価の対象とする事業所等の数が0の場合は、再生可能エネルギー利用事業所等率を0%とする。

$$Y = a 1 \div b 1 \times 100$$

Y：再生可能エネルギー利用事業所等率（％）

a 1：再生可能エネルギー利用事業所等数

b 1：評価対象事業所等数

（５）補正方法

次のア又はイに該当する場合は、再生可能エネルギー利用事業所等数及び再生可能エネルギー利用事業所等率の補正を行うことができる。

ただし、補正によって再生可能エネルギー利用事業所等数が評価対象事業所等数を上回ることはできない。

ア 他の事業者が都内に有する事業所等の屋根等を賃借し、再生可能エネルギー発電設備を設置している場合

- ・他の事業者が都内に有する事業所等の屋根等を賃借し、当該屋根等に再生可能エネルギー発電設備を設置している場合は、再生可能エネルギー発電設備を設置した事業所等の数を再生可能エネルギー利用事業所等数に加算することができる。
- ・ただし、設置している再生可能エネルギー発電設備が（４）ア（ア）に規定する要件を満たす場合に限る。

イ 事業者として証書による環境価値を都内において利用した場合

- ・対象となる証書は、グリーンエネルギー証書の認証機関が認証したグリーン電力証書及びグリーン熱証書のうち、それぞれ次の①及び②の要件を満たすものとする。

（ア）グリーン電力証書

- ① 証書の最終所有者が評価対象事業者であるもの。
- ② 証書に記載の発電種別が、太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電及びバイオマス発電のいずれかであるもの。ただし、バイオマス由来のグリーン電力証書については、バイオマス比率が60%以上のものであることとする。

（イ）グリーン熱証書

- ① 証書の最終所有者が評価対象事業所等であるもの。
- ② 証書に記載の発熱種別が太陽熱であるもの。

- ・ここでいう環境価値の利用とは、実績年度に発行された証書の権利を同年度に都内において行使している場合をいう。
- ・当面の間、グリーン電力証書及びグリーン熱証書に加え、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（平成14年法律第62号。以下、「RPS法」という。）第4条の新エネルギー等電気相当量のうち、義務履行に利用されない新エネルギー等電気相当量を対象とする。

- ・事業者として証書を利用した場合は、証書の最終保有者電力量、最終保有者熱量又はRPS法の新エネルギー電気相当量を、次の式で再生可能エネルギー利用事業所等数（補正值）に変換することで、再生可能エネルギー利用事業所等数に加算することができる（小数点以下切り捨て）。

(ア) グリーン電力証書

$$Y2 = a2 \div b2$$

Y2：再生可能エネルギー利用事業所等数（補正值）

a2：グリーン電力証書の最終保有者電力量（kWh）

b2：4,000*（kWh）

*出力4kWの太陽光発電設備を設置した場合の推定年間発電量

(イ) グリーン熱証書

$$Y3 = a3 \div b3$$

Y3：再生可能エネルギー利用事業所等数（補正值）

a3：グリーン熱証書の最終保有者熱量（MJ）

b3：32,600*（MJ）

*「総量削減義務と排出量取引制度における再エネクレジット算定ガイドライン」の規定により4,000kWhのグリーン電力証書と同量の再エネクレジットを発行することができるグリーン熱証書の認証熱量（概数）

(ウ) RPS法の新エネルギー等電気相当量

$$Y4 = a4 \div b4$$

Y4：再生可能エネルギー利用事業所等数（補正值）

a4：RPS法の新エネルギー等電気相当量（kWh）

b4：4,000*（kWh）

*出力4kWの太陽光発電設備を設置した場合の推定年間発電量

【例15】事業者として証書による環境価値を都内において利用した場合

- ・例えば、実績年度にグリーン電力証書を14,000kWh購入し、同年度に証書の権利を都内において行使した事業者があったとする。この場合、再生可能エネルギー利用事業所等数（補正值）Y2は次の式のとおり算定する。

$$Y2 = 14,000 \div 4,000 \\ = 3.5$$

- ・実績年度における当該事業者の再生可能エネルギー事業所等数に、3を加算することで補正を行う。

(6) 評価結果

- (4) イに定める計算式により算定した再生可能エネルギー利用事業所等率に応じて、

表7のとおり評価を行う。

表7 再生可能エネルギーの利用に係る措置の評価

再生可能エネルギー利用事業所等率	評価
30%以上	再生可能エネルギーの利用実績が 優良な事業者 (★)